

# 委 託 契 約 書

独立行政法人情報通信研究機構（以下「甲」という。）と□□□□□（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる項目に係る研究開発の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約（この契約書、別紙の実施計画書による契約をいい、この契約の内容に変更があったときは、その変更後の契約をいう。以下同じ。）の定めるところに従い、これを履行することを受託する。

研究開発課題「○○○○○・・・・・・・・・・・・の研究開発」

（契約金額等）

第2条 甲は、次に掲げる金額（以下「契約金額」という。）の限度内において、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払う。

契約金額 金○○○○○円

（うち消費税額及び地方消費税額金○○○○○円）

ただし、各事業年度（4月1日から翌年3月31日までの間の1年間をいう。）において甲が乙に支払う委託業務の実施に要する経費の限度額（以下「年度別契約金額」という。）は、次のとおりとする。

平成○○年度 金○○○○○円

（うち消費税額及び地方消費税額金○○○○○円）

平成○○年度金○○○○○円

（うち消費税額及び地方消費税額金○○○○○円）

（委託期間）

第3条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、次のとおりとし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

平成○○年○月○日から平成○○年3月31日まで

(委託業務の実施)

第4条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、甲が定めた委託契約約款（以下「約款」という。）及び約款に附帯される特別約款に定めるところに従って委託業務を実施しなければならない。

2 本契約締結後、甲によって前項の約款が改正されたときは、改正後の約款が適用されるものとする。

(実施計画書)

第5条 委託期間全体を通じた委託業務の目標、内容及び実施に要する経費の内訳等は、実施計画書に定めるとおりとする。ただし、実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書に定めるとおりとする。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約において、乙に契約保証金を全額免除する

(不正行為等に対する措置)

第7条 乙が、約款第35条第4号に規定する行為を行ったときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

(存続条項)

第8条 甲及び乙は、第3条の委託期間が終了した場合又は本契約が解除された場合であっても、前条に掲げる条項については、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、双方記名押印（又は署名）のうえ、各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇〇日

甲 東京都小金井市貫井北町4-2-1  
独立行政法人情報通信研究機構  
契約担当理事 印

乙 契約者住所  
契約者氏名 印